# グリーン調達ガイドライン

第2版

2019年3月

# 環境方針

## 1. 【環境理念】

JFEアドバンテック株式会社は、地球環境の向上を経営の重要課題と位置付け、 環境と調和した事業活動を推進することにより、豊かな社会づくりをめざします。

# 2.【環境方針】

- 1. 環境関係法規制及びその他の要求事項を順守する。
- 2. 環境貢献製品(環境を測定する、または環境負荷の低減につながるような製品)の 開発・販売によってより良い環境作りに貢献する。
- 3. 地球環境の保全のため、エネルギー(電力・ガス・自動車燃料等)の節減に努める。
- 4. 資源は可能な限り有効に活用する。また、廃棄時も有価物を分別し、再資源化を促進する。
- 5. 当社の環境方針を社員に周知し、全員が理解・行動できるように教育する。また この環境方針はホームページ等で公開する。

# はじめに

JFEアドバンテック株式会社は社会的責任を果たすべく製造メーカーとして製品の環境負荷の低減に努めています。

製品の環境負荷の低減については部品や原材料まで遡った有害物質削減の取組みが不可欠です。

その取組みの一環として弊社に納入して頂いている製品、部品、材料等についてもグ リーン調達をお取引先様とともに積極的に推進しています。

この度、「グリーン調達ガイドライン」を環境規制及び社会の動きに対応して制定致しました。

本グリーン調達ガイドラインの主旨をご理解頂き、お取引先様及び業務委託先様にお かれましても今まで以上のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

J F E アドバンテック株式会社

購買・外注管理室

品質・環境管理部

# 目次

- 1. 目的
- 2. 適用範囲
- 3. お取引先様への依頼事項
  - 3.1 環境管理物質に関する法規制等の順守
  - 3.2 部品及び材料等への要求事項
  - 3.3 調査書等の提出【付表1】
  - 3.4 グリーン調達調査
  - 3.5 材料・製法等の変更に関する事項
  - 3.6 品質マネジメントシステムの構築及び維持
  - 3.7 調査頻度
- 4. お取引先様の評価・選定基準
- 5. 付記
- 6. 問い合わせ先 (改訂履歴)
- 7. 付録
  - ・【付表1】取引先の環境保全活動に関する調査票
  - ・【付表2】製品・部材に含有される RoHS 規制物質に関する非含有保証書

#### 1. 目的

弊社の環境方針を受け、社内及びお取引先様に環境管理物質を周知徹底し、環境負荷の低減に配慮した製品、部品、材料等を調達する際のガイダンスを示し、法令の順守と環境負荷軽減を図ることを目的とします。

#### 2. 適用範囲

弊社製品を構成するために調達する以下のものについて適用します。

- 1) 弊社が設計・製造を委託した製品、及び購入する他社製品
- 部品(電気部品、機構部品等)、材料(配線材、金属、非金属材料、包装材料等)
- 3) 付属品(ケーブル、ニッケル水素電池、CD等)
- 4) 副資材(はんだ、テープ、接着剤等)
- 5) 印刷物(取扱説明書、保証書等の同梱物)
- 6) 包装材(製品及び部品の包装材、及び輸送のための梱包材料)
- 7) その他必要と認めたもの(製品を汚染する可能性がある生産設備、治工具、 生産補助材等)

## 3. お取引先様への依頼事項

#### 3. 1 環境管理物質に関する法規制等の順守

環境管理物質に関する法規制の順守および業界標準への準拠。

但し、弊社の顧客の基準で運用する場合があります。

#### 3.2 部品及び材料等への要求事項

弊社の管理レベルを以下の2つとします。

禁止物質:法律により使用が禁止されている物質

・管理物質:弊社の顧客により使用が制限されている物質

禁止物質の含有されたものは納品しないで下さい。管理物質に関して弊社より依頼があった場合は対応して下さい。

## 3.3 調査書等の提出【付表1】

お取引先様には、基本的な環境保全活動の取り組み調査を実施しますので、回答をお願いします。

この結果によりお取引を優先させていただきます。

## 3. 4 グリーン調達調査

3.2 項部品及び材料等への要求事項に基づいた材料・部品の調査流れを次の図に示します。

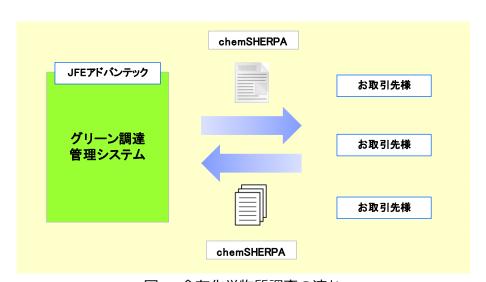


図. 含有化学物質調査の流れ

お取引先様を対象に弊社に納入している部品及び材料、取説、梱包材など調達品について、以下の化学物質含有調査を依頼した場合、すみやかな対応をお願い致します。

- 1) chemSHERPA (ケムシェルパ) 形式による製品含有化学物質調査
  - ・chemSHERPA のホームページより成形品データの作成支援ツールをダウンロードしていただき(<a href="https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/">https://chemsherpa.net/chemSHERPA/tool/</a>)、本ツールで弊社よりメール送付しましたファイルを開いて回答データの入力をしたのち、メールにて返送をお願い致します。

なお、ダウンロードには氏名、会社名、メールアドレスの入力が必要です。

・R o H S 指令等改訂に伴って新たな規制物質を含有することになった場合は、 速やかにデータを更新してください。

- 2) R o H S 指令禁止対象物質不使用/使用情報調査(宣言書または試験データ)
  - ・「製品・部材に含有されるRoHS規制物質に関する非含有保証書」【付表2】 の提出を求めることがあります。
  - ・RoHS指令改訂時に、chemSHERPAによるデータ更新を行うまでの間、含有データの提出・更新を求めることがあります。
  - ・R o H S 指令改訂に伴って新たな規制物質を含有することになった場合は、速やかにデータを更新してください。
  - ・R o H S 対象物質は意図的添加の有無にかかわらず、閾値以下であることを保証して下さい。
  - ・RoHS適用除外項目に該当する場合は、その旨記載して下さい。
  - ・弊社の指定する様式【付表 2 】、またはこれに相当する貴社の非含有保証書様 式を使用してください。
  - ・なお、弊社顧客(納入先)の要望により、弊社顧客(納入先)の基準で運用することがあります。
- 3) 含有量(全構成成分)調査(SDS、材料証明書等)
  - ・部品の質量、材料名、メーカー名、メーカー型名を記載した成分表 (SDS、 材料証明書など)。

ただし、制限物質の含有量が明確になっているものに限ります。

- ・RoHS対象物質については、部品を構成する部位(均質材料 Homogeneous Material)単位の情報であること(含有の有無、含有量、含有率、部位、使用目的)。
- ・chemSHERPA ファイル作成に必要な情報を網羅して下さい。
- 4) 分析測定データ調査(ICPデータ等)
  - ・RoHS禁止対象物質の調査をお願いした場合、部品を構成する部位(均質材料 Homogeneous Material)単位のデータでお願いします。
  - ・第三者認証試験機関によるデータが望ましいです。
- 5) 法規制・業界基準・顧客要求によるその他の調査
  - REACH規則対象物質についての調査など。

## <<調査依頼内容>>

- ・原則として、1)chemSHERPA の形式で調査を依頼しますので、ご協力をお 願いします。
- \* 1)の調査は、2) R o H S 指令禁止対象物質不使用/使用情報調査を包含する ものとして扱います。
- \* 1) の調査・回答に時間を要する場合に、2) の調査を依頼することがあります。
- \* 1) に加えて、2) ~4) の調査を依頼する場合があります。
- \* 1)の調査・回答をできない場合は、2)~4)の調査を依頼します。
- \* 1)の形式以外で回答をする場合は、お問い合わせください。
- \* 5) の調査を依頼する場合があります。

#### 3.5 材料・製法等の変更に関する事項

1) 調査依頼した部品等の材料・製法等の変更をする場合は、事前に変更内容を報告ください。

その際、「3.4 グリーン調達調査」項の調査データの再提出を依頼する場合があります。

2) 弊社顧客の要望等により、変更の有無にかかわらず分析データ等の更新を依頼 する場合があります。

#### 3.6 品質マネジメントシステムの構築及び維持

製品含有化学物質規制を満足する適切な管理(工程管理、変更管理、取引先管理など)を行ってください。

工程監査等を求めた場合には、ご協力ください。

## 3. 7 調査頻度

必要に応じ、調達品の含有化学物質に関する定期調査を実施致します。

## 4. お取引先様の評価・選定基準

お取引先様の選定に当たっては、従来の品質(Q)、価格(C)、納期(D)に加え、 お取引先様の環境保全活動への取り組み状況(E)を調査、評価します。 この調査、評価結果をもとに環境に関する管理水準を、お取引先様毎に把握し、今 後の環境活動に役立てていきます。

お取引先様におかれましても、本趣旨をご理解のうえ、各調査にご協力いただくとともに、環境活動に積極的に取り組んでいただきますようお願い致します。

## 5. 付記

本ガイドラインは、法令改正、社会情勢、技術動向の変化、新たな知見等により必要に応じ改訂します。

## 6. 問い合わせ先

J F E アドバンテック株式会社 購買・外注管理室 〒663-8202 兵庫県西宮市高畑町 3-48 Tel 0798-66-1503 FAX 0798-65-7395

## 【改訂履歴】

版数	改訂日	改定内容
初版	2017年7月20日	新規作成(グリーン調達ガイドライン)
第2版	2019年3月11日	規制 4 物質 の追加

# 取引先の環境保全に関する調査票

		Д	メコル	の		2.侧色示	JFEアドバンテ 購買	・ ック株式 。 外注管	
					記入日				
貴社名					<del> </del>				
					責任者				
					氏 名				E[,
住 所					部署				
					役 職				
					電話番	_			
取引対象						_			
品目					FAX番	号			
					E-mai				
1. 環境マネジメン 環境マネジメン	トシステム の語 トシステム名称		引していま	すか。		(8	対する方に○を記入	してくだ	:さい。)
		_	いいえ	認証取得E	1	認証機関		認証番号	
認証取得済みである	<u>100点</u>	10.0		000000000000000000000000000000000000000		00011774			
2. 品質マネジメン <u>品質マネジメン</u>	トシステム の認 トシステム名称	:					対する方に〇を記入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		さい。)
認証取得済みである	100点	はい	いいえ	認証取得E	3	認証機関	ā	認証番号	
3. グリーン調達へ	の取り組みにつ	1.)7		/ (該当する)	方に○を記え	 してください。)			
			はい	いいえ	開始した				
グリーン調達を実施	10 (Na <u>50</u>	<u>)点</u>							
4. 環境保全活動に	関する頂日		ΓI‡U	い は一つ10占 ※	印(業務形能	ト 該当しない場	合は「はい」の方に	○をして	下さい
中. 垛圾床主心勤に	N 9 0-93 C		110.0			<u></u>	31C/CV [1001   8100		- <u>FCVI</u> 3評価
				評価項目				はい	
	環境保全	≧に対する	る企業理念	がある。				1	
企業理念 • 環境方針	環境保全	≧に対する	 5方針があ	 る。					
	方針は文	て書化され	し、全従業	員に周知し、一般の	人でも入手出	 来る。			
	環境保全	環境保全に対する目的・目標および実行計画が明確になっている。							
=1 = 4040	目的・目	目的・目標達成のための組織・責任者が明確になっている。							
計画・組織	目的・目	目的・目標を達成するための手段・方法・実行計画が文書化されている。							
	該当する	る法規制を	文書化し	、管理している。					
	エネルキ	ー(電力、	ガス等)	の環境影響を評価・	管理し改善に	努力をしている。			
	廃棄物処	廃棄物処理に関し、管理・評価し改善に努力をしている。							
環境評価・システム	大気汚粱	大気汚染に関する影響度を評価し改善に努めている。 ※							
球死の一面 ラバテム	水質汚濁	水質汚濁に関する影響度を評価し改善に努めている。 ※							
	騒音・振	騒音・振動に関する影響度を評価し改善に努めている。 ※							
		環境対応製品及びその原材料の化学物質管理を行っている。供給元からの情報を評価している。							
				た訓練を行っている					
教育訓練•情報提供				関する教育を実施し	ている。				
		環境保全活動に関する情報を公開している。							
		****************		標が策定されている					
	***************************************	品質方針がブレークダウンされ、作業者に理解されている。							
品質管理	*******************************	品質に関して必要な標準がある。 品質管理を組織的に実施し、従業員の品質意識が高い。							
	***************************************				か高い。			***************************************	
	品質に関	部分のヨ	三 化業貝か	教育されている。			A=1	-	<del> </del>
							合計		
5. その他の自社環	境保全活動								
6. ランク判定									
評価結果	点 数			評点		ランク	選定	基準	-
	20	60点以上				S	優良 優先取引	_	
		00点~2				А			
1	4	40占~1	OO =			R	Ė		

80点~130点

<sup>70</sup>点以下 D 改善要請 ご記入いただき有難うございました。本情報はJFEアドバンテック(㈱のグリーン調達の調査目的に限って使用し、他目的には使用致しません。

記入日	年	月	Я

JFEアドバンテック株式会社 購買・外注管理室 行

## 製品・部材に含有されるRoHS規制物質に関する非含有保証書

当社は、当社(当社の子会社・関連会社を含む)が  $\mathrm{J}$  F E アドバンテック株式会社に納入する表 -2 の製品または部材に、表 -1 の R o H S 規制物質について除外用途での使用を除き、意図した添加の有無にかかわらず、非含有もしくは許容閾値以下であることを保証いたします。

会社名	印
部署名	
責任者名	印
担当者名	EP

表-1 対象化学物質とその許容閾値

No.	対象化学物質群	許容閾値(*1)
1	カドミウム及びその化合物	100ppm
2	六価クロム化合物	1000ppm
3	鉛及びその化合物	1000ppm
4	水銀及びその化合物	1000ppm
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類)	1000ppm
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	1000ppm
7	フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(DEHP)	1000ppm
8	フタル酸ブチルベンジル(BBP)	1000ppm
9	フタル酸ジ-n-ブチル(DBP)	1000ppm
10	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	1000ppm

<sup>(\*1):</sup> 禁止する含有濃度の閾値は、不純物としての各物質の含有率を表し、算出する際の分母は各均質材料とします。

表-2 製品名または部材名

No.	品名または型式	メーカー	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			